

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策割増商品券事業(第10弾)	①物価高騰、その他社会情勢の変化により市民並びに事業者を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。そのため、物価高騰に苦しむ市民が食料品等の購入ができるように、かつ市内経済における消費喚起の一助として、割増商品券事業(第10弾)を実施しようとするもの。 ②商品券発行・販売等に関する経費 ③報酬776千円、職員手当等376千円、共済費350千円、旅費120千円、消耗品費300千円、通信運搬費6,644千円、印刷物制作委託料6,985千円、換金等業務委託料20,724千円、割増商品券事業補助金100,000千円(20,000冊発行、額面10,000円、販売額5,000円)(※本事業の実施のため体制拡充等に係る一時的な雇用費用の計上あり) べうち122,647千円に交付金を充当 ④市内全世帯	R8.8	R9.3
2	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策町内会等コミュニティ強化支援(安全・安心な地域の構築)事業	①物価高騰に伴い、地域コミュニティ活動や運営において負担が増している町内会に対し補助を行うもの。 ②対象事業:地域住民の交流に係る事業、福祉又は健康に係る事業、防災又は防犯に係る事業、環境美化に係る事業、広報又は調査に係る事業、研修又は学習に係る事業、その他コミュニティ形成に資する事業 ③167団体*10万円+郵送料55千円、消耗品57千円 補助対象事業に要した経費の10分の10以内(上限額10万円) べうち15,131千円に交付金を充当 ④市内町内会・自治会組織	R8.7	R9.3
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	塩竈市介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金事業	①物価高騰対策として、市内介護サービス事業所等に対して、補助金を支給することにより、介護サービス等の提供体制の維持に資することを目的とする。 ②介護サービス事業所等に補助金を交付 ③5万円×125事業所、運搬通信費・振込手数料50千円、消耗品45千円 べうち5,711千円に交付金を充当 ④市内介護サービス事業所等	R8.7	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策米飯学校給食支援方式事業	①学校給食用米穀の供給価格が高騰していることから、みやぎ米飯学校給食支援方式へ加入している市町村が緊急対策として経費を負担することで、学校給食費の保護者負担額を軽減するもの。 ②市場の米価が上昇しており供給価格が基準価格を上回っている。宮城県、加入市町村、JAがそれぞれ上限のなかで負担して拠出する経費(掛かり増し経費)が発生していることから、市負担分に交付金を活用するもの。 ③宮城県米飯学校給食普及委員会からの通知による概算額 ・掛かり増し経費年間合計:318,067,711円 ・市町村負担① 20,000,000円÷年間供給量数(34,697俵)×本市供給量(635俵)＝366,026円 ・市町村負担② [(318,067,711円-50,000,000円(市町村-JAG各20百万・県10百万)÷年間供給量(34,697俵))×本市供給量(635俵)＝4,905,986円 一市負担分見込み ①+②＝5,273千円 べうち5,273千円に交付金を充当 ④市内小中学校の児童生徒 なお、教職員分の経費は、交付対象経費には含まれていない。	R9.2	R9.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策小学校給食費の負担軽減事業	①令和8年4月から、全国の公立小学校の給食費について、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」が開始されるが、国の基準額を上回る給食費について補助することで、物価高騰に苦しむ保護者の負担軽減を図り、栄養バランスの優れた給食を提供するもの。 ②公立小学校の給食費に係る国基準額を上回る費用(給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ、国・都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当するもの) ③本市の年額70,000円-国の基準額年額57,200円＝12,800円 12,800円×2,275人=29,120千円 べうち29,120千円に交付金を充当 ④市内小中学校生徒 なお、教職員分の経費は含まれていない。	R8.4	R9.3
6	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設エネルギー価格高騰対策事業	①原油価格等の高騰に伴い、公共施設のうち直接住民の用に供する施設の光熱費、燃料費等の負担が増えることから交付金を充当し安定的な運営につなげるもの。 ②光熱費、燃料費等高騰分 ③市内公共施設(直接住民の用に供する施設) 内訳 (電気40,095千円、ガス4,053千円、重油等燃料費7,848千円 計51,996千円) べうち、14,250千円に令和7年度補正の交付金を充当 ④市内小中学校、魚市場、市営汽船(直接住民の用に供する施設)	R8.4	R9.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校給食食材高騰対策購入支援事業(追加分)	①中学校の給食に係る食材費の値上がりに対して補助することで、保護者の負担軽減を図り、栄養バランスの優れた給食を提供するもの。 ②食材費値上がり分の補助 ③3年:80円*20食*160回) べうち296千円に交付金を充当 ④市内中学校生徒 なお、教職員分の経費は含まれていない。	R8.4	R9.3
8	④消費下支え等を通じた生活者支援	障がい者物価高騰対策生活支援事業	①物価高騰の影響が大きい障害手帳等所持者を支援するため、ギフトカードの配布を行うことで支援するもの。 ②対象者1人あたり5,000円分のギフトカードを配布 ③給付金5,000円*3,300人＝16,500千円、事務費 2,766千円(需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料) べうち17,339千円に交付金を充当 ④(ア)令和8年11月1日時点で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する人、(イ)死亡・居所不明等により配布不能となったギフトカードについては、地域における障がい者福祉の向上に寄与する活動の物価高騰対策のための給付に活用する。	R8.10	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	高齢者物価高騰対策世帯生活支援事業	①食料品価格などの物価高騰が続くことを鑑み、高齢者世帯へギフトカードの配布を行うことで生活支援を図るもの。 ②1世帯あたり3千円分のギフトカードを配布 ③ギフトカード3千円×12,700世帯＝38,100千円、事務費9,053千円(発送費用、消耗品、委託料等) ＜うち42,438千円に交付金を充当＞ ④(ア)令和8年11月1日時点で75歳以上の高齢者世帯(約12,700世帯)。配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難生活をしており、市内に居住している者も申し出により対象とする。(イ)死亡・居所不明等により配布不能となったギフトカードについては、地域における高齢者福祉の向上に寄与する活動の物価高騰対策のための給付に活用する。	R8.10	R9.3
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応中小企業者チャレンジ支援事業(追加分)	①物価高騰等の特殊事情に直面する中小企業者を支援し、経営基盤の強化を図りながら、事業継続を前提とした取組を推進する。 ②①の取組を行った際の費用(広告・宣伝費、省エネルギー機器の導入費、商品開発費、販売チャネルの開拓費、人材育成・確保費、経営再建・事業継続に係る診断費、機械設備等の導入費、売上原価の抑制のための経費)に対しての補助金(補助率1/2) ③消耗品150千円、印刷費300千円、折込費50千円、補助金20,000千円 ＜うち18,450千円に交付金を充当＞ ④市内に主たる事業所を有する中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者。(ただし「みなし大企業」を除く。)	R8.4	R9.3
11	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	塩竈市医療機関等物価高騰対策支援補助金事業(R8補正)	①物価高騰対策として、医療機関等に対して、補助金を支給することにより、医療機関等の提供体制の維持に資することを目的とする。 ②医療機関等に補助金を交付 ③5万円×163事業所、運搬通信費・振込手数料64千円、消耗品45千円 ＜うち7,433千円に交付金を充当＞ ④医療機関等	R8.7	R9.3
12	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設エネルギー価格高騰対策事業(R8補正)	①原油価格等の高騰に伴い、公共施設のうち直接住民の用に供する施設の光熱費、燃料費等の負担が増していることから交付金を充当し安定的な運営につなげるもの。 ②光熱費、燃料費等高騰分 ③市内公共施設(直接住民の用に供する施設) 内訳(電気40,095千円、ガス4,053千円、重油等燃料費7,848千円 計51,996千円) ＜うち、1,149千円に令和8年度補正の交付金を充当＞ ④市内小中学校、魚市場、市営汽船(直接住民の用に供する施設)	R8.4	R9.3